

《持ち物》1 通知カード ※ 紛失した場合は、紛失届を提出してください。

2 本人確認書類 ※ 【A】及び、【B】の本人確認一覧は、下記の表をご覧ください。

・通知カード持参有：《【A】1点 又は 【B】2点》

・通知カード持参無：《【A】2点 又は 【A】1点+【B】1点》

※15歳未満の方や、成年後見人の方は、法定代理人と一緒にお越しいただく必要があります。

法定代理人の本人確認書類等の詳細は、市民窓口センターまでお問い合わせください。

【本人確認書類一覧】

【A】 ※顔写真が貼付され、有効期限内の本人確認書類

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| ・運転免許証 | ・住民基本台帳カード(写真付限る) |
| ・パスポート | ・身体障がい者手帳 |
| ・療育手帳 | ・精神障がい者保健福祉手帳(写真付限る) |
| ・特別永住証明書 | ・在留カード(写真付に限る) |
| ・一時庇護許可証 | ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。) |
| ・仮滞在許可証 | |

【B】 ※【A】以外で、有効期限内の本人確認書類

《重要》氏名が住民票どおりに記載され、
生年月日または住所も記載されているものに限る。

(例)

- | | | |
|-----------|------------|-----------------|
| ・健康保険証 | ・学生証/在学証明書 | ・生活保護受給者証 |
| ・小児医療証 | ・社員証/在職証明書 | ・官公署の発行した職員証 |
| ・各種医療受給者証 | ・年金手帳/証書 | ・卒業証書/証明書 |
| ・母子手帳(※) | ・介護保険証 | ・海技免状 ・無線従事者免許証 |

※出生届出自治体の記入押印必須。出生届出済証明欄に記載された方のみ、本人確認書類として使用することができます。保護者の欄に記載されている方の本人確認書類としては利用できません。

【注意事項】

- ① 申請者本人にお越しいただく必要があります。
- ② お持ちいただくものは、すべて原本である必要があります。(コピーされたものは不可)
- ③ 次のものは、本人確認書類として取り扱うことができません。

- ・有効期限が切れているもの
- ・スマートフォン等を介した本人確認書類(デジタルの学生証は不可)
- ・郵便物や会員証、住民票の写しや戸籍の証明書
- ・汚損または破損により、記載されている内容が読み取れないもの
- ・氏名や生年月日が住民票に記載された内容と異なるもの(氏名が旧姓・カタカナ表記等)



【お問い合わせ】

藤沢市役所市民自治部 市民窓口センター マイナンバー担当

【お電話】 0466-50-8269 【FAX】 0466-50-8410